

モデル校における居住地校交流の事例

<直接交流の例>

- 学級活動
(自己紹介、学校紹介、クイズ、しりとり大会等)
- 体育の授業
(ボッチャ、スナックゴルフ、バスケットボール等)
- 美術の授業
(おもちゃ作り、ゴム印作り等)

<間接交流の例>

- 自己紹介カードを作成して学校に郵送
- 学校や授業の様子をビデオで撮影してビデオレター交流
- 手紙のやり取り

●オンラインシステムを活用

(学校で取り組んだ一輪車の披露、学校のバリアフリーの様子を実際に動きながら紹介)

副籍に関するQ&A

Q これまでの居住地校交流と何が違うのですか？

A 特別支援学校が、児童生徒の入学後に居住地校交流希望の有無を聞き、居住地校に連絡するというこれまでの手続きから、市町組合教育委員会が就学相談において居住地校交流の希望の有無を確認し、特別支援学校や小・中学校等に連絡することへと変更します。
副籍を導入することで、改めて居住地校交流の意義や目的を共通認識するとともに、同じ地域で暮らす子どもたちが、交流をとおして、障害の有無に関わらず、身近にいる多様な人々と共に生きるために必要な力を育てていきます。
また、特別支援学校に就学・進学しても、居住地域での生活や人とのつながりを続けていけるよう取り組みます。

Q 副籍校での学習内容や時間数は決まっていますか？

A 標準的な時間数はありません。在籍校は特別支援学校となりますので、在籍校での教育活動に支障のない範囲で計画・実施する必要があります。学校間で相談し、打合せの上、児童生徒の実態に応じた学習内容を設定します。

Q 年度の途中からでも居住地校交流をスタートすることは可能ですか？

A 可能です。ご希望がある場合は在籍している特別支援学校に伝えてください。その後、学校間で日程や学習内容を調整した後、居住地校交流をスタートします。

Q 居住地校交流実施の際に、副籍校への送迎は誰が行いますか？

A 副籍校への送迎は原則保護者が行います。

参考：副次的な学籍ガイド（兵庫県教育委員会）

(問合せ先) 兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課
神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL: 078-362-3774 FAX: 078-362-4286

*「副次的な学籍ガイド」はこちら→



特別支援教育課 副次的な学籍

02教 T2-007A3

特別支援学校の子どもたちに 「副次的な学籍（副籍）」を ～共に助け合う地域でのつながりをめざして～

「副次的な学籍」とは、特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な学籍（以下、「副籍」という。）により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組みです。

英語の授業、
ドキドキしたけど頑張った。
休み時間に遊んだことも楽しかった。
(中学部生徒)

作品を届ける交流で、
初めて居住地校の教室に
自分で入ることができて良かった。
(小学部保護者)

楽しかった、
また、会いたい。
(小学校(副籍校)児童)
居住地校交流で
友達に再会できるのが
楽しみです。
(中学校(副籍校)生徒)

町でばったり
出会ったときに
笑顔で挨拶してもらえたことが
子どもも私も嬉しかった。
(中学部保護者)

質問タイムでは
色々知ってもらえて嬉しかった。
次はもっと相手のことを
知りたいです。
(小学部児童)

副籍を生かした
居住地校交流の
子どもと保護者の声

兵庫県では、副籍の導入を段階的に進めていきます。
この「副籍」を生かした居住地校交流を進めることにより、
同じ地域に生きる子どもたち同士のつながりを強め、
共に学び、生きる「共生社会」の実現をめざします。

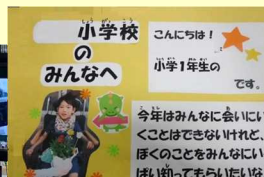
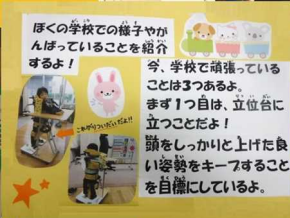
※特別支援学校在籍児童生徒は、特別支援学校に正式な学籍があるため、
副籍によって特別支援学校と小・中・義務教育学校に二重学籍を設けるものではありません。

兵庫県教育委員会

こんなふうに進めます

副籍を生かした 居住地校交流

(居住地における交流及び共同学習)



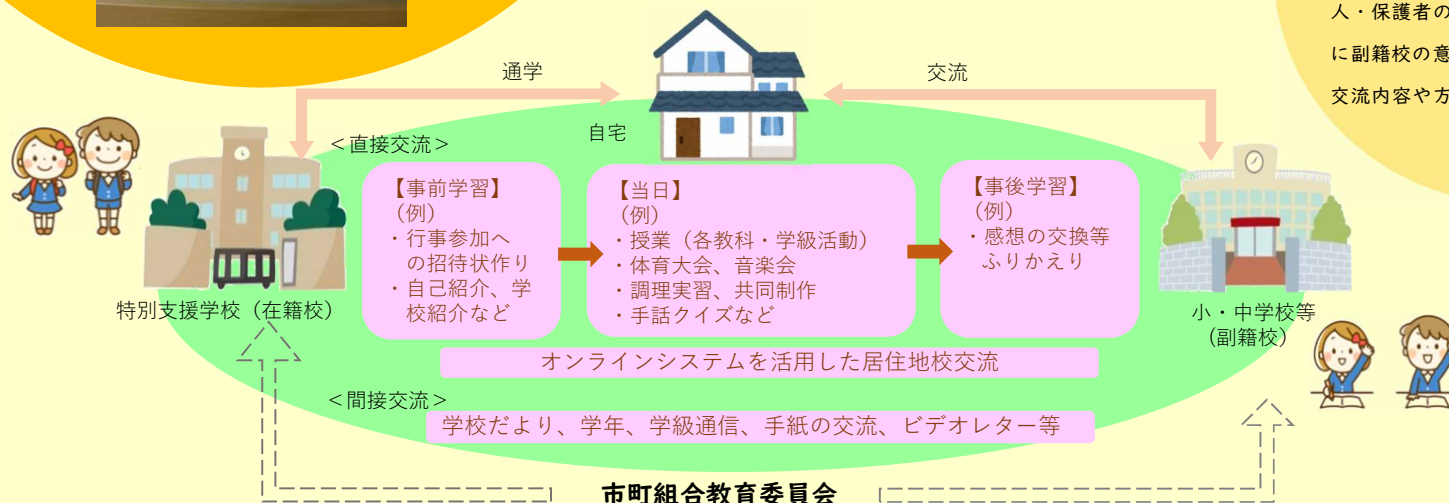
年間スケジュール
(新小1、中1の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育委員会			就学相談					就学先決定				副籍校連絡	
副籍校		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
特別支援学校		入学説明会等		居住地校交流打合せ									居住地校交流実施

特別支援学校小・中学部のすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の通常の学級に「副籍」を置くことを基本とし、児童生徒の教育的ニーズや、本人・保護者の意向、特別支援学校並びに副籍校の意見を踏まえて決定します。交流内容や方法についても同様です。

「副籍」を置くことで、居住地校交流が充実し、障害の有無を問わず、同じ地域に住む同世代のつながりを強め、共に学び、生きる社会の実現をめざします。

居住地校交流の実施にあたっては、就学相談の段階から、市町組合教育委員会が、本人・保護者の希望を確認します。



- ・副籍を生かした居住地校交流の意義や目的、流れ等を周知
- ・本人・保護者の居住地校交流の希望を連絡

学齢期

障害のある子どもと
障害のない子どもが
共に学び合う
(交流及び共同学習の推進)

共生社会とは...

「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」のことで
～障害者基本法～

大人になった時

<職場で>

障害のある人となない人が
協力し共に
生き生きと働いている

<街の中で>

障害のある人が気軽に外出でき、
人々が気軽に挨拶し合い、
声をかけ合うことができる

<家庭(家族)同士で>

障害のある子どもを育てる家庭と
近隣の家庭との日常的に交流があり、
支え合い、助け合える

共に生きる
社会の実現